

総務常任委員会記録

令和3年 第2回定例会	
1 日 時	令和3年6月15日(火) 午前10時00分 開会 午前11時19分 閉会
2 場 所	議場
3 出席委員	佐藤 誠 委員長 阿部 秀実 副委員長 大貫 桂一 委員 増淵 靖弘 委員 横尾 武男 委員 鰐原 一男 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	鈴木 敏雄 副議長
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	小杉 局長 安生 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	なし

総務常任委員会 説明員

	職 名	氏 名	人 数
総合政策部	総合政策部長	糸井 朗	9名
	総合政策課長	篠原 宏之	
	財政課長	秋澤 一彦	
	秘書課長	鈴木 武司	
	鹿沼営業戦略課長	斎藤 史生	
	まちづくり戦略課長	竹澤 英明	
	情報政策課長	大貫 陽子	
	危機管理監兼危機管理課長	渡辺 孝和	
	総合政策課総務係長	竹澤 佳満	
行政経営部	行政経営部長	南雲 義晴	10名
	行政経営課長	高村 秀樹	
	人事課長	佐藤 靖	
	税務課長	諏訪 敏郎	
	納税課長	渡辺 富夫	
	契約検査課長	柏崎栄一郎	
	行政経営課長補佐兼行政経営係長	松島 貴行	
	庁舎整備推進室	網 浩史	
	人事課長補佐兼人事係長	小泉 宏	
	納税課長補佐兼納税推進係長	中村 陽子	
消防本部	消防長	黒川 純一	1名
会計課	会計管理者	矢口 正彦	1名
合 計			21名

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第40号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号））
- 2 議案第43号 専決処分事項の承認について（鹿沼市税条例等の一部改正）
- 3 議案第44号 専決処分事項の承認について（鹿沼市都市計画税条例の一部改正）
- 4 議案第45号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号））
- 5 議案第51号 鹿沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 6 議案第52号 鹿沼市税条例の一部改正について
- 7 陳情第7号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情

令和3年第2回定例会 総務常任委員会概要

○佐藤委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明・答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭をお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いします。

今回も、議場の3密状態を回避するため、執行部出席者を従来の出席者の2分の1以下としています。

このため、必要に応じて、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。

それではただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案6件、陳情1件であります。

それではまず、総合政策部関連議案等の審査を行います。

陳情第7号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しいただいておりますので、はじめに、陳情第7号を審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第7号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情者である、明るい鹿沼をつくる会代表楠恒男様、イシハラミツオ様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可します。

(陳情人入室)

○佐藤委員長 楠様、イシハラ様、本日はお疲れ様です。

早速ですが、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情について、5分程度で説明をお願いします。

○陳情人 皆さん、こんにちは。私は明るい鹿沼をつくる会代表の楠恒男と申します。

ただいまより、陳情の趣旨説明と審議の進め方についてのお願いをさせていただきます。

オーストリアの国連大使にトーマス・ハイノツィさんという方がいます。

この方は、核兵器禁止条約の先頭に立つ外交官ですが、今年4月の講演で、「核兵器禁止条約の誕生はある種の革命だ」と言いました。

これまでは、核軍縮交渉というのは、核保有国が独占をしておりました。

ところが、ついに主役が交代して、世界の多くの国々と市民社会が核軍縮の主役になったということです。

ある種の革命というような巨大な変化が起こったということです。

私は、ハイノツィさんのこの見方に全面的に賛成をするものです。

つまり、鹿沼市でも一市民である私と、市民を代表する議会、すなわち市民社会が核軍縮の主役になったということです。

また、ハイノツィさんは、禁止条約への支持は高まり続けており、市民社会の粘り強い活動が成功をもたらすと強調しています。

さらに、核兵器禁止条約が核兵器のない世界は単なる希望的観測ではなく、人類の生存にとって、達成可能な唯一の現実的な保障であるという希望の光になっていることを強調しています。

さて、日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める地方議会の意見書が、昨日現在、563に達しています。

全1,788議会の31%を超えたことが、原水爆禁止日本協議会の調べでわかっています。

1月22日の核禁止条約発効後、初めてとなった今年の3月議会では、多くの地方議会が意見書を可決をしています。

その数は47となっています。

例えば、静岡県富士宮市議会は、全会一致で可決をしています。

陳情には元市長、元副市長、地元の名士ら205名が賛同しています。

その意見書は、日本政府の姿勢を「戦争被爆者に対する背信行為」と批判し、批准を強く求めています。

核兵器禁止、「これは人道的な問題で批准は常識」と全会一致で可決した長野県生板村議会は、村内で署名を始めた一般市民の仲間が、議会に請願を出したそうです。

全会一致で可決をした滋賀県甲良町議会では、日本共産党議員が提出者となって意見書案を提出し、自民党の2人の議員が、「唯一の被爆国の日本はリーダーシップ発揮を」と、賛成討論をしています。

岩手県は県議会と33村議会全てで可決をしています。

県、市町村議会あわせて、7割を超えたのは、新潟県が87%、秋田県85%、長野県73%、岡山・広島両県71%となっています。

ちなみに、栃木県は、今まで日光市だけでしたが、3月議会で矢板市、野木町が採択をしています。

私は、自治体意見書が31%を超えたのは、核兵器禁止条約を支持する国民世論の広がりを示すものだと考えてます。

被爆者とともに、市民が共同して議会に働きかけ、保守系無所属、自民党、公明党を含む全会一致の可決が各地で見受けられます。

意見書が1つ増えるごとに、日本政府への圧力となり、鹿沼市の6月議会でも全会一致で

の採択をお願いするものです。

さて、審議についてお願いがあります。

現在、新型コロナウイルス感染防止のため、傍聴ができません。

委員会の審議結果は、まだ会議録が公開されていませんが、音声データの公開が議会事務局からありました。

それによりますと、3月16日の総務常任委員会で、佐藤誠委員長が冒頭「慎重な審議をお願いします」と発言をされております。

その後、「意見、考えのある方は挙手を」と続きますが、挙手はなかったようです。

その陳情に対し、意見、考えを示し、討論をした後の採決でないと、不採択の理由が、議員にはわかりません。

まして、市民にもわかりません。

広辞苑によれば、審議とは、「詳しく事の可否を論議・検討すること」とあります。

私は詳しく事の可否を論議・検討することが、議員の仕事だと考えております。

3月議会は残念な結果でしたが、今回は委員の皆さん全員の意見がわかる形での審議をお願いいたします。

以上で、陳情の趣旨説明と審議の進め方のお願いを終わります。

ご清聴、まことにありがとうございました。

○佐藤委員長 ありがとうございました。

陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありますか。

では、楠様、私、委員の1人として、確認したいこと、1点ありますので、よろしいでしょうか。

事前にお配りいただきました、4ページにわたる趣旨説明の文書の最後の欄には、自治体名、いくつか記載があつて、核兵器禁止条約への署名、批准は求めているものなどということで、1、2、3、4、8つの自治体の記載がありますが、これは、この、それぞれにおいては、多分、恐らく楠様がお出しになった意見書等とは、若干文言や趣旨、違うのだと思うのですが、御存じの範囲で、この下記に記載されています、自治体で採択されたり、議論された意見書や楠様が出されたものとの違いや特徴など、御存じの範囲で教えていただけないでしょうか。どうぞ。

○陳情人 詳しくは存じ上げていませんけれども、いわゆる核兵器の廃絶をしましようということで、具体的な日本政府への核兵器禁止条約への批准、加盟を求めるものではないものもあると思います。

○佐藤委員長 ありがとうございました。

ほかに陳情人に確認したいことはありますか。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

ご両名、ありがとうございました。

(陳情人退席)

○佐藤委員長 それでは、まず、陳情第7号について、各委員の意見、考え等を伺った上、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。増渕委員。

○増渕委員 先ほど委員長がいい確認の質問を陳情人にしたのと同じで、ここに例えばと書いてあるのが、富士市議会なのですよ。元市長、副市長を始めということであって書いてあるでしょう。

例の中にあるけれども、ここで委員長、先ほど質問したように、富士市議会は、批准を求めてない、禁止条約への言及どまりという、内容が違ってくると思うんですね。

だから、それを一緒にやるのはいかなものか私と思うので、やはりこの富士市議会とか、ある程度、ちょっとこれを、私の場合は継続というか、ここを審議の中で、ここで出さないで、私はもうちょっと、この角度でいう、批准ということになると、これは国のことなのであれなのですけれども、この富士市議会、桐生市議会とか、ここにある、下にある、この、批准を求めていないが、条約への言及ありという、これの本当の意味というか、その経緯をちょっと調べていただいて、その中で議論していたほうが、より、我々も平和都市宣言しているので、やはりある一定の何かアクションはしなくては、鹿沼市はしているのでね、そのほうがいいと思うのですけれども、このことと、今楠さんらが求めていることとはちょっと差異があるというか、そこがあるので、そこの辺のところをきちんと論点整理して、逆に言うと、ここにある、下に書いてある、一番最後のページの、委員長が質問されたようなところのほうが、もし、やる、我々が言うのであればですね、こういう形のほうをよく理解した上で、そこで議論して、その違いをきちんと認めた上で、結論を出したほうがいいと思います。以上です。

○佐藤委員長 今、増渕委員からは、一度他市の事例等を調査した上で、結論を出すべきと、場合によっては、それは保留にした上で、議会のほうでは継続ということになるのかなと、そういった意見提起もありました。

ほかの委員の意見や提言等ありましたらお願いいたします。

ほかに各委員のご意見ございませんでしょうか。

今、増渕委員からは、継続という提案がありました。

継続することに関しての賛否をまず委員からお伺いしたいと思います。参考に挙手を求めています。

継続することに対して、賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手少数)

○佐藤委員長 ありがとうございました。

では、今参考にでしたので、改めて正式な採択をしたいと思います。

陳情第7号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 佐藤委員長 ご異議なしと認めます。
- 増淵委員 委員長。
- 佐藤委員長 はい。
- 増淵委員 よろしいですか。

私が継続と言ったのは、常任委員会として、よく調査研究をする意味で、この件に対しての継続ではなくて、私が言いたいのは、この、下のこのあったようなところを、我々は研究課題として、常任委員会としてやるということで、あくまでもこの、これ、今の趣旨では、私は継続ではありません。

- 佐藤委員長 わかりました。
- 増淵委員 ただ、調査研究をするということを提案しただけなので、そこは、申し訳ない、私の言い方が悪かったです、はい。そういうことでございますから、はい。
- 佐藤委員長 わかりました。

では、改めて、そういった趣旨を確認しましたので、正式な流れに移りたいと思います。陳情第7号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第7号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 佐藤委員長 ご異議なしと認めます。
お諮りいたします。陳情第7号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手少数)
- 佐藤委員長 挙手少数であります。

したがって、陳情第7号については、不採択とすることに決しました。

次に、議案第40号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号))のうち、総合政策部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

- 秋澤財政課長 おはようございます。財政課長の秋澤と申します。よろしく申し上げます。
それでは、議案第40号 専決処分事項の承認について「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号)」のうち、総合政策部所管の関係予算の主な内容についてご説明をいたします。

お手元の「令和2年度補正予算に関する説明書」の一般会計の3ページをお開きください。

それではまず、歳入についてご説明いたします。

一番上の、2款「地方譲与税」から一番下の10款「地方交付税」までは、それぞれ交付額の確定による補正であります。

その主な内容であります。中ほどの6款「地方消費税交付金」9,940万5,000円の増につきましては、交付決定によるもので、令和元年10月からの税率引き上げによる影響が反映され、前年度決算額と比較しますと、3億9,808万8,000円、21.9%の増となっております。

次に、一番下の、10款「地方交付税」1億5,550万8,000円の増につきましては、「特別交付税」の交付決定によるものであります。

令和2年度の特別交付税交付額は5億5,550万8,000円でありまして、東日本台風災害を受けた前年度の決算額と比較しますと、6億2,831万7,000円、53.1%の大幅な減額となっております。

次に、7ページをお開きください。

下から2段目の、17款「寄附金」1項1目「総務費寄附金」1,081万円の増につきましては、説明欄の「ふるさとかぬま寄附金」の受け入れ実績に伴うもので、令和2年度の受け入れ実績は、総額で8,788万4,000円となりまして、前年度の決算額と比較しますと、5,927万7,000円、207.2%の大幅な増額となっております。

9ページをお開きください。

上から2段目の、21款「市債」1項10目「減収補てん債」2億6,920万円の増につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国の地方財政支援策として、地方税収の減収分を補うための市債の発行が、令和2年度に限りまして、対象税目を拡充して可能となったことから、市たばこ税、揮発油譲与税、地方消費税交付金及びゴルフ場利用税交付金の減収見込みに基づきまして、市債の借入れを行うものであります。

一番下の、22款「法人事業税交付金」1,501万1,000円の減につきましては、県からの交付額の確定に伴うものであります。

次に、11ページをお開きください。

歳出についてご説明をいたします。

一番上、2款「総務費」1項1目「一般管理費」の説明欄の一番上、「防災対策推進費」1,394万3,000円の減につきましては、新型コロナ対策として、公共施設へのサーマルカメラ設置などに係る費用について、実績により減額をするものであります。

説明欄の2つ下の「○」になりますけれども、「新型コロナウイルス対策基金積立金」292万円の増、また、一つ飛びまして、11目の「地域振興費」の説明欄の2つ目の「○」、「かぬま・あわの振興基金積立金」745万円の増につきましては、いずれも、ふるさとかぬま寄附金の寄附者の指定する用途目的に基づきまして、それぞれ基金に積み立てを行うものであり

ます。

一段戻りますけれども、8目の「財産管理費」の説明欄、「財政調整基金積立金」2億5,000万円の増につきましては、今後の円滑な財政運営のために積み立てるもので、令和2年度末の基金残高見込み額は、32億4,117万3,000円であります。

飛びまして、21ページをお開きください。

一番下になりますけれども、14款「予備費」5億7,982万7,000円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号）」のうち、関係予算の説明を終わります。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ご質疑ありません、鰐原委員。

○鰐原委員 この場所で立って言いますか、座ったままでいいですか。

○佐藤委員長 着席のままでよろしいです。

○鰐原委員 座ったまま。

○佐藤委員長 どうぞ。

○鰐原委員 4ページかな、地方消費税交付金9,940万5,000円、これは令和元年10月からの増税分で増えたということですが、消費税が8%から10%に増えたことによって、これ鹿沼市民にとっては、それだけ税金が増えたから大変なのですけれども、鹿沼市の経済はこれによって影響を受けました？いろいろな要因があると思うのですけれども、消費税が増えたことによる影響というものはどのように判断しておりますか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまのご質問なのですけれども、消費税の税率引き上げによる影響、これは当然市役所にとっても大きな影響がございます。

まず、歳入としては、地方消費税交付金、これが増額になったということは、これは事実であります。ただ一方で、歳出のほうでは、いろんな工事費、また、いろんな物件費等に係る消費税、こういったものは当然その分上がっておりますので、歳出の増額もあるというような影響がございます。

また、市民にとってなのですけれども、これはちょっと私のほうで具体的なお声を伺っているわけではありませんが、ただ、いろんなケースが想定されるかと思えます。

当然、生産活動をされる方については、その原材料の購入、また、市民の一般の生活においても、こういった消費税による負担増というのはあるかと思えます。

この消費税という、この本質的なところになるので、これは国において、様々な議論がされているところだと思うのですけれども、私のちょっと把握している範囲でお答えします。

れども、市民生活にも多大なる影響はあるかと思えます。

特に、こういったコロナの影響がある中で、市民の生活についても、コロナの影響もかなり大きい部分を占めている中で、こういった消費税の部分のご負担もしていただくというところがあるということは、市民生活のほうにも大きな影響は生じているのではないかなというふうな想定はしております。

すみません、私のほうの雑駁な感想になりますけれども、以上で説明とさせていただきますと思います。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 お答えいただいてありがとうございます。

間もなく、数カ月の間には、衆議院の選挙があると思うのですが、これは大きな論点になるかと思えますので、大変、お答え願って、ありがとうございました。

それとですね、よろしいですか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○鰐原委員 8ページ、ふるさとかぬま寄附金ということで、大方増額になったということなのですが、その増額の要因について、ご説明願いたいと思えます。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。斎藤鹿沼営業戦略課長。

○斎藤鹿沼営業戦略課長 営業戦略課長の斎藤です。よろしくをお願いします。

寄附受け入れ額が増加した要因につきましてではありますが、ふるさと納税では、新たに返礼品の開拓やご利用いただけます納税サイトを追加したことが挙げられます。

返礼品としては、新たにフルーツトマト、ゴルフクラブ、ランチ付きゴルフショートコース1日券の3品を今年度追加させていただきました。

また、納税サイトにつきましては、今までのふるさとチョイスに加えまして、クレディセゾンを追加し、新たな利用者の拡大を図りました。

説明は以上です。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 税金がね、ふるさと納税ということで、ただ、納める先が変わっただけですよ。

それで、これが今の菅総理大臣が進めた施策でありますから何とも言えないのですが、私は、個人的には、豊かな人が、また、それで豊かになって、税金が移るだけだなという感じはしておりますが、それ以上は、ちょっと私も難しいので、それ以上のコメントは差し控えたいと思えます。

それで、次の質問に移ります。

10 ページのね、減収補てん債、これ新型コロナで地方税収が減ったということで認められたということなのですが、この辺ちょっともう少し詳しくお伝え願えればと思えます。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、減収補てん債、この制度について、概要をご説明したいと思います。

この減収補てん債という制度につきましては、従来からある制度でございます。

どういったものかという、通常自治体の市債発行においては、赤字公債、一般財源を補うための公債の発行というのは認められていないのですけれども、ただ、一部の税目において、この減収が認められる場合、このまず一部の税目というのが、市民税の法人税割、また、利子割交付金、それと法人事業税交付金、いずれも景気に左右される恐れがある歳入の部分でございますけれども、こういったものが減収となる見込みがある場合、その場合に発行が認められている地方債でございます。

それで、この地方債につきましては、後年度、この元利償還金の75%が地方交付税、普通交付税の算定の際に、基準財政需要額のほうに算入されるというようなメリットがございますが、逆に、この減収補てん債を発行してしまうと、次、翌年度の交付税算定の際に、今度は基準財政収入額のほうで精算されるというふうな特徴がございます。

まず、どういうことかという、要は、翌年の税収を前借りして当該年度に市債として発行する。

ですから、当然翌年度においては、その借りた分の交付税が減額されるというような制度でございました。これが従来の制度です。

それで、今回のこのコロナ対策、国の地方財政対策としまして、この対象税目、先ほど言った3税目のほかに、今回追加されたのは、市町村で申し上げますと、市たばこ税、地方揮発油譲与税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、この4税目が対象として追加されました。

それでまた、この対象、追加された税目について発行した場合には、今年度の地方交付税の基準財政需要額、元利償還金の交付税措置なのですけれども、先ほど従来では75%というふうに申し上げたのですが、こちらの追加税目については100%が国のほうで補填されます。

また、基準財政収入額のほうでの精算措置というのも、この追加税目についてはありません。

ですから、実質的に、この減収分を、全てを国が交付税措置するというような内容に拡充されましたので、この拡充分について、市の減収見込み額を見込みまして、その額、2億6,920万円、この額を減収補てん債として今回は発行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうするとね、鹿沼市はコロナ禍で、2億6,920万、諸々の税収が減ったというふうに単純に理解してよろしいですか。

○佐藤委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 単純に言うと、そういったご理解でよろしいかと思えます。

それで、もう少し詳しく申し上げますと、この減収見込みというのは、では、何と比較して減収したのかということなのですけれども、これは普通交付税の算定の際に、その鹿沼市として一般財源としてある基本的な税収、これを標準税収入額というのですけれども、この交付税算定したときとの数字と比較して、実績見込みがどのぐらい減っているか、それで比較をします。

そこは簡単に言うと、地方交付税として、一般財源として措置される分で、見込みよりも減ってしまった分を市債として発行していいよというような制度です。

ですので、当初見込んでいた収入額の見込みから、実績見込みとしてはこれだけ減るといようなことになりますので、委員さんのおっしゃられたように、単純に言えば、そういったご理解でよろしいかと思えます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 丁寧な説明ありがとうございました。また、私の頭の中では、ちょっと理解できないのですけれども、後々勉強していきたいと思えます。ありがとうございます。

それと、12 ページのね、基金積立金で、新型コロナウイルス対策基金積立金が 292 万と、かぬま・あわの振興基金積立金が 745 万あったと。

そうすると、これはふるさと納税で、こういうところに使ってくださいという希望がある場合は、それに準じてこの積み立てを分けたということの理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまのご質問なのですが、今委員さんがおっしゃられたとおりなのですけれども、ふるさと納税をいただく際に、その使途目的というのを、寄附をいただく方から指定をしていただきます。

それで、その項目として、まず、コロナ対策に使っていただきたいというような指定があったものについては、一旦この新型コロナウイルス対策基金のほうに積み立てを行います。

また、それ以外の使途項目、具体的に言うと、福祉施策、福祉のために使っていただきたい、それと、教育施策のために使っていただきたい、地域産業のため、また、環境施策、市民活動支援のために使っていただきたい、また、中には指定がないものもごございます。

そういったものをまとめて、一旦、かぬま・あわの振興基金のほうに積み立てを行います。

それで、翌年度の予算編成の際に、この基金から取り崩しを行いまして、該当する施策のほうに充当するような方法をとっておりますので、一旦、その指定された寄附目的に沿って、一旦は基金のほうに積み立てるとというのが、今回の補正の数字でございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますと、今、令和2年度締め切りしましたわね。

そうすると、基金、この新型コロナウイルス対策基金はいくら積み立っているのか、かぬま・あわの振興基金、積み立て、いくらになっているのか、説明願います。

○佐藤委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 これは令和2年度末の基金残高ということでよろしいですかね、はい。

それでは、まず、新型コロナ対策基金の令和2年度末の残高なのですけれども、2,682万9,000円となっております。

また、かぬま・あわの振興基金につきましては、18億2,516万5,000円というふうなことになっています。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 ありがとうございます。

もう1点、最後、よろしいですか。

予備費の件なのですが、今回の予備費、5億7,982万7,000円、これは前年に比べて、どんなふうな数字になっているか、多いのか少ないのか、ご説明願います。

○佐藤委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまのご質問なのですけれども、例年、これは3月31日、年度末での補正となりますので、こちらの予備費に留保したお金というのは、翌年度の繰越金収入として計上されるようになります。

それで、この補正額、5億8,000万弱になりますけれども、例年この3月31日専決においては、その執行残を見込んで、予備費に留保するような形をとっておりますので、例年同様の金額が計上されている、これは繰越金の状況にもよるのですけれども、計上されているような状況になっているかと思えます。

それで、今回、5億、予算上は今回5億8,000万を積み立てまして、予算総額で8億7,554万1,000円というような補正後の数字になっておりますけれども、特に令和2年度については、コロナ対策の関係もありまして、予備費の出動が例年よりも多かった年でございます。

8億7,500万のうち、既に1億1,900万弱を予備費として対応した経過がございます。

約、そのうちの4,700万余りが、コロナ対策として予備費を活用して対応したというふうなことがありますので、そういったことも踏まえまして、若干、今年度につきましては、例年よりも予備費の保留額が多くなっておりますが、そういったことも、コロナ対策のために使われたということも一因としてはあるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鯉原委員 わかりました。

私のほうからは以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 40 号中総合政策部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号中総合政策部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 45 号 専決処分事項の承認について（令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 2 号））のうち、総合政策部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第 45 号 専決処分事項の承認について「令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 2 号）」のうち、総合政策部所管の関係予算の内容について、ご説明をいたします。

この補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る追加支援事業及び令和元年東日本台風に伴う農地の災害復旧に係る追加工事について、4 月 16 日付で専決補正を行ったものであります。

それでは、お手元の「令和 3 年度補正予算に関する説明書」の 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明をいたします。

一番上の、15 款「国庫支出金」、2 項 1 目「総務費国庫補助金」824 万 5,000 円の増につきましては、本補正予算に計上した、「生活福祉資金特例貸付制度」利用者への商品券交付事業の財源として「新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金」を増額するものであります。

次の、21 款「諸収入」、4 項 3 目「雑入」200 万円の増につきましては、テレワーク移住促進を図る P R 動画作成事業の財源として、一般財団法人 地域活性化センターからの助成金を計上するもので、補助率は 10 分の 10 であります。

5 ページをお開きください。

歳出についてご説明をいたします。

一番上の、2 款「総務費」1 項 2 目「総合企画費」の説明欄、「まちづくり戦略費」200 万円の増につきましては、コロナの影響により需要が高まっているテレワークに関し、都市部からの移住促進を図るための P R 動画作成等に必要の費用を計上するものであります。

一番下、14 款「予備費」1,992 万 1,000 円の減につきましては、歳入歳出の調整額を計上

したものであります。

以上で、「令和3年度一般会計補正予算(第2号)」のうち、関係予算の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰻原委員。

○鰻原委員 5ページなのですけれども、テレワークに関してね、移住促進を図るといのですが、これをつくるのに、何かつくったのでしょうかけれども、委託料でつくったのでしょうか、こういうものは全て業者委託という形でやるものなのですか。

○佐藤委員長 竹澤英明まちづくり戦略課長。

○竹澤まちづくり戦略課長 まちづくり戦略課長の竹澤です。よろしくお願いいたします。

鰻原委員の質疑についてお答えいたします。

こちらの200万円の委託料は、まず、鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会のほうに業務を委託しております。

それで、その中で、いくつかの業務があるわけがございますけれども、まず、その動画の作成につきましては、やはり専門の事業者のほうに再委託をかける形でございます。

それ以外にも、こちらの事業の中身といたしましては、動画のインターネット上での配信とか、そういう誘導広告ですね、そういったものですとか、あとは、そのテレワーク移住を、オンラインツアーを実施するためのノウハウを獲得するためのセミナー、こういったものの開催費用がこの委託事業の中身として計上しているところでございます。

動画の作成などについては、民間事業者に委託という形でございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 動画、それはどういうところで見られて、どのぐらいのお金かかるものなのですか、ご説明願いたいと思います。

○佐藤委員長 竹澤英明まちづくり戦略課長。

○竹澤まちづくり戦略課長 こちらのほうの動画のほうは、インターネット上での配信という形でございます。

制作に関しましては、動画制作のほうが80万円ほど見込んでおりますが、それに関連いたしまして、機材の借り上げですとか、スタッフの交通費なども含めると130万円ほどかかっております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 わかりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 増淵委員。

○増淵委員 鰻原委員の引き続きになってしまうのですが、テレワークでね、結局これ制作し

て、どのぐらいの効果というか、問い合わせとか、そういうのを期待しているのか。

また、どのような形で問い合わせがあるのかということをお知らせ願えればと思います。

○佐藤委員長 まちづくり戦略課長。

○竹澤まちづくり戦略課長 まちづくり戦略課長の竹澤です。

増渕委員の質疑についてお答えいたします。

まず、このテレワーク移住ですけれども、実は昨年、この同協議会におきまして、テレワーク移住のためのオンラインツアーというものを実施いたしまして、早速その中から1名のテレワーク移住者が出てきたという経過がございます。

そういったことも踏まえまして、テレワーク移住のほうを推進していくということにつながるわけでございますけれども、実は、これまで、この都市から地方へ移住する最大のこのネック、こういったものは、実は転職を伴うということでもございました。

このテレワークという働き方は、この課題をクリアできる画期的な形態でございます。

テレワークであれば、首都圏の企業に勤めていながら、転職をせずに、居住地だけを鹿沼に移住するということが可能でございます。

これ新しい今の生活様式ですね、新しい働き方、そして、居住のスタイル、こういったものを考えている方に、鹿沼市の移住を提案していくためのものもございます。

これ、今年度の事業ですので、まだつくっている、動画をつくっている最中という形でございます。

それで、実は、これ内閣府の調査がございまして、若い方ほど、そのテレワーク移住に関心が高いというようなことが、結果が出ておりますので、その若者の移住定住の推進に効果があるものと考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 増渕委員。

○増渕委員 ありがとうございます。

本当に今コロナという苦しいときに、こういう、逆にピンチをチャンスに変えていく。

住みやすく、働き口がないので、なかなか若者が戻らない。だけれども、働き口は都会にあって、住むところはこっちという、鹿沼は住みやすいところなので、大いに活用して、一人でも多くの方がテレワークで鹿沼に住んでいただける、これをやって、成果を期待しております。以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑ありませんか。鰻原委員。

○鰻原委員 同じ6ページでですね、その農業の災害復旧の内容をちょっとご説明願います。

(「総務じゃないから、総務じゃないから」と言う者あり)

○鰻原委員 ごめんなさい。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 総務から枠がはずれていました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

ここで、本議案について、委員として質疑をしたく存じますので、暫時副委員長と交代いたします。

○阿部副委員長 それでは、暫時進行を務めさせていただきます。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤誠委員。

○佐藤委員 佐藤です。先ほどのテレワークの200万円の予算で、ちょっと補足してさらに聞いていきたいのですが、作成料が80万円なにがしで、機材借上料云々で130万円と言ったのですが。

ちょっと普通に考えれば、不思議だなと思ったのが、当然、動画を作成を依頼するに当たっては、その依頼された業者が自分たちでいろいろな機材まで含めてつくるものではないかと思ったのに、別で、その動画作成のために、機材等調達費用を計上したというの。

だったとしたらば、ちょっと不思議だったので、多分、私の誤解だと思うのですが、もう少しその200万円の内訳、もう少し詳細、踏み込んだ説明を聞かせてください。お願いします。

○阿部副委員長 答弁を求めます。まちづくり戦略課長、竹澤課長。

○竹澤まちづくり戦略課長 まちづくり戦略課長の竹澤です。

ただいまのご質疑にお答えいたします。

ちょっと私の説明が下手だったのかと思いますが、動画の作成は、これは別な民間の事業者で作成をするもので、委託するもので、その民間の事業者の中のこの積算まで、私、細かく説明してしまった次第でございます。

ですので、そのスタッフの交通費ですとか、動画の制作、その機材の使用、そういったもの、諸々含めて、130万円程度を見込んでいるというような形でございます。それ以外にも、そのセミナーの開催のための費用ですとか、動画の誘導の広告の費用、そういったものを含めて、全部で200万円という形となっているところでございますけれども、よろしいでしょうか。

○阿部副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 80万円の内訳が130万円というのと、さらにわからなくなってしまいまして、もう1回、その200万円をどこにどう使ったのか、大きな階層構造からもう一度、ごめんなさい、お願いします。

○阿部副委員長 竹澤まちづくり戦略課長。

○竹澤まちづくり戦略課長 まちづくり戦略課長の竹澤です。

まず、この200万円は、鹿沼市の雇用・移住・定住促進協議会という団体のほうに委託を

しております。

これが全部の事業の作成の中身、総額の委託という形になります。

そこから、民間の事業者のほうに、事業者のその事業の中身によって再委託をかけるという形でございます。

それで、そのほうが、動画の作成費用等で 130 万円ほど見込んでおきまして、セミナーの講習開催の費用、そのほか、動画の広告費用、そういったものを含めて、200 万円。

その 130 万円の中身のほうに、その事業者の中身の精算の内訳が入っているという形でございます。まずその中身のほうまで説明してしまったものですから、ちょっと細かくて申し訳ございませんでした。

○阿部副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

その協議会というものは、どういった組織なのでしょう。

やっぱりいろいろな、では、こういった動画の作成というのでは、競争原理、もっと働いてもいいでしょうし、こういったものを生業にする人がもっと鹿沼でも、それこそテレワークなので、特定の人たちだけに協議会という名で、こういった支出がこれからってなってしまうのは、やはり残念なので、協議会というものがそもそもどういったものであるか、説明を聞きたいと思います。

○阿部副委員長 竹澤まちづくり戦略課長。

○竹澤まちづくり戦略課長 まちづくり戦略課長の竹澤です。

鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会の内容につきましては、まず、会員が鹿沼市と鹿沼商工会議所、栗野商工会、鹿沼公共職業安定所、鹿沼相互信用金庫、これらの団体、会員で成り立っている協議会でございます。この目的といたしましては、この市内事業者への雇用の促進ですとか、移住定住の促進事業、こういったものを官民協働により実施することを目的とする協議会という形でございます。

それで、補足になりますけれども、今回のこの事業の採択が、官民連携による移住交流ビジネス創造事業という枠での採択という形になりまして、まさにこの協議会の目的が、この補助事業の目的と一致しているということでございます。

以上で説明を終わります。

○阿部副委員長 ほかに質問はありませんでしょうか。

それでは、暫時委員長と代わります。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 45 号中関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号中総合政策部関係予算については、原案どおり承認とすることに決しました。

ここで執行部の入れ替えを行います。

暫時休憩をいたします。

(午前 10 時 58 分)

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会の審査を再開いたします。

(午前 11 時 00 分)

○佐藤委員長 これから行政経営部関係の案件の審査を行います。

はじめに、議案第 40 号 専決処分事項の承認について（令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 12 号））のうち、行政経営部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 おはようございます。行政経営課長の高村です。よろしくお願いいたします。

議案第 40 号 専決処分事項の承認につきまして、「令和 2 年度 鹿沼市一般会計補正予算（第 12 号）」のうち、行政経営部所管の内容について、ご説明いたします。

令和 2 年度補正予算に関する説明書（第 12 号）の 11 ページ、「一般会計」の「歳出」をご覧ください。

上段にあります 2 款「総務費」、1 項 1 目「一般管理費」、右側 12 ページ、説明欄、○で言いますと 2 番目になりますが、「職員研修費」530 万 7,000 円の減につきましては、主に、新型コロナウイルス感染症まん延による、緊急事態宣言の発出等に伴い、東京都等県外で実施される予定だった研修の多くが中止となったため、研修負担金及びそれに伴う旅費を減額補正するものであります。

次に、2 段目にあります 8 目「財産管理費」のうち「公共施設整備基金積立金」3 億円の増につきましては、今後実施が見込まれている事業実施のために積み立てるものであります。

それで、令和 2 年度末の補正後、基金残高は、9 億 4,464 万 7,000 円であります。

以上で、「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 12 号）」のうち、行政経営部所管の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 40 号中行政経営部関係予算については、原案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号中行政経営部関係予算については、原案どおり承認とすることに決しました。

次に、議案第 43 号 専決処分事項の承認について（鹿沼市税条例等の一部改正）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。諏訪税務課長。

○諏訪税務課長 税務課長の諏訪です。よろしくお願いいたします。

議案第 43 号 専決処分事項の承認「鹿沼市税条例等の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税においては、宅地等及び農地の負担調整措置の継続、また、個人市民税においては、住宅借入金特別控除の特例期間の延長、軽自動車税においては、環境性能割の臨時的軽減の延長等、並びに、条ずれ等に合わせた整備を行うものであり、本年 3 月 31 日付で専決処分をさせていただいたものであります。

主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表 2 ページをお開きください。

まず、第 1 条による改正分につきまして、第 81 条の 4 につきましては、軽自動車税の環境性能割の対象にクリーンディーゼル車が追加になったことや、燃費基準が 2020 年度基準から 2030 年度基準に合わせるなどの変更となったものです。

次に、4 ページをお開きください。

附則第 11 条、第 11 条の 2、第 12 条、6 ページの第 13 条につきましては、固定資産税における宅地等及び農地の負担調整措置について、令和 3 年度から 5 年度までの間、据え置き年度において価格の下落修正を行う措置を含めた現行の負担調整措置の仕組みを継続するものです。

その上で、新型コロナウイルス感染症により、納税者の負担感に配慮する観点から、令和 3 年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、令和 2 年度の税額に据え置く特別な措置を講じるものであります。

次に、7 ページをお開きください。

附則第 15 条の 2 につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率を 1 %軽減する臨時的軽減について、適用期限を 9 カ月間延長し、本年 12 月 31 日までに車両を取得したものを対象とするものです。

次に、10 ページをお開きください。

附則第 26 条第 2 項につきましては、個人市民税において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、消費税率 10%への引き上げに伴い、導入された住宅ローン控除期間 13 年間の特例について、入居期限を 1 年間延長し、『令和 3 年末までに入居』を『令和 4 年末まで』

にするものです。

次に、11 ページをお開きください。

第2条による改正分につきましては、法人市民税において、国税の連結納税制度の見直しとグループ通算制度への移行に係る規程の整備のため、昨年9月に条例を改正しましたが、今回は、法の改正に伴う引用条項の整理等を行うものであります。

なお、そのほかにつきましては、法の改正に伴う用語の整理、引用条項の整理等を行うものであります。

以上で、議案第43号 専決処分事項の承認「鹿沼市税条例等の一部改正について」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第43号については、原案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、原案どおり承認とすることに決しました。

次に、議案第44号 専決処分事項の承認について（鹿沼市都市計画税条例の一部改正）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。諏訪税務課長。

○諏訪税務課長 税務課長の諏訪です。よろしくお願ひいたします。

議案第44号 専決処分事項の承認「鹿沼市都市計画税条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、本年3月31日付で専決処分をさせていただいたものであります。

主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表13ページをお開きください。

附則第5項から15ページの第11項につきましては、都市計画税において、固定資産税と同様に、宅地及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものであります。

その上で、新型コロナウイルス感染症により、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講じるものでございます。

なお、そのほかにつきましては、法の改正に伴う引用条項の整理等をするためのものであります。

以上で、議案第 44 号 専決処分事項の承認「鹿沼市都市計画税条例の一部改正について」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。増淵委員。

○増淵委員 説明はあれなのですけれども、先ほどのほうもそうなのですけれども、今回の条例の一部改正であって、大体の、大まかなところを、今おっしゃっていただいた、言ったことを全部箇条書きにして、もう資料として出していただけるとわかりやすいのですよ。

それで、これはもう専決でやらなければ、コロナ禍で法律がころころ変わったりするのだから、それはそれで全然いいのですけれども、大まかなところ、主だったところを出していただいて、それである、文言の整理だということになるのですけれども、これで言われても、今言ったことが目で追いかけるれないぐらい、軽自動車でどのぐらいというから、そこを、主だったところ、何年まで今の現状、ここまで延期するとか、先ほどの住宅のほうも、今年で終わりなのだけれども来年までとかというのを、主だったところでもいいので、それを整理して、出していただければありがたいかなと思うので、よろしく願い、要望です、はい。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 44 号については、原案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号については、原案どおり承認とすることに決しました。

次に、議案第 51 号 鹿沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。諏訪税務課長。

○諏訪税務課長 税務課長の諏訪です。よろしくお願いいたします。

議案第 51 号 「鹿沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」 ご説明いたします。

今回の改正につきましては、押印の見直しに伴うものでございます。

新旧対照表 20 ページをお開きください。

第 4 条第 4 項につきましては、「審査の申し出」の際に提出する申出書の押印の要件を削除するものです。

また、第 8 条第 5 項につきましても、「口頭審理」の際、委員会の許可により提出できる口述書の署名押印の要件を削除するものであります。

施行日につきましては、公布の日となっておりますが、具体的には議決をいただいた翌日

となります。

以上で、議案第 51 号 「鹿沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 51 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 52 号 鹿沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。諏訪税務課長。

○諏訪税務課長 税務課長の諏訪です。よろしく願いいたします。

議案第 52 号 「鹿沼市税条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税においては、非課税範囲の取り扱いの見直しや、医療費控除の特例の期間の延長、及び固定資産税においては、「わがまち特例」による課税標準額の減額措置等を行うものでございます。

主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表 20 ページをお開きください。

第 24 条第 2 項につきましては、「個人の市民税の非課税の範囲」について、国外居住親族の取り扱いの見直しにかかる改正でございます。

従来は、国外居住親族について、全員が控除対象扶養親族とされておりましたが、改正により、30 歳以上 70 歳未満で、学生・障がい者・38 万円以上の送金受給者に該当しないものは、対象者から除外されることになりました。

これを受けて、扶養者の人数に応じて計算される均等割の非課税の範囲からも除外される改正でございます。

こちらの改正は、令和 6 年 1 月 1 日施行となります。

次に、22 ページをお開きください。

附則第 5 条第 1 項につきましては、「個人の市民税の所得割の非課税の範囲等」に関することですが、先ほどの第 24 条第 2 項の改正における均等割の非課税限度額の見直しと同様であり、国外居住親族の取り扱いを変更するものであります。

こちらの改正は、令和 6 年 1 月 1 日施行となります。

次に、附則第 6 条につきましては、セルフメディケーション税制と呼ばれている「特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」の期間延長の改正であります。

健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして、一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日以降に、要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品、いわゆるスイッチOTC医薬品を購入した際に、その費用について所得控除を受けることができますが、令和4年度分までの取り扱いから、令和9年度まで延長されることによる改正であります。

こちらの改正は、令和4年1月1日施行となります。

次の、附則第10条の2につきましては、「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」であります。こちらは、地方税の特例措置で、国が一律に定めていた内容を、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるような仕組み、いわゆる「わがまち特例」に関することでもあります。

今回は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行により、雨水貯留浸透施設整備計画に基づいて設置した雨水貯留浸透施設に対して、一定の割合で課税標準額の減額措置を講じるものであり、本市では、3分の1に減額するものであります。

こちらの改正は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日となります。

なお、そのほかにつきましては、引用条項の整理等を行うものであります。

以上で、議案第52号「鹿沼市税条例の一部改正について」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第52号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

(午前11時19分)